

令和2年度 第2回江南市都市計画審議会 議事録

1. 日 時 令和2年11月5日(木) 午後3時～午後4時15分
2. 場 所 江南市役所3階 第3委員会室
3. 委 員 出席委員11名  
高橋政稔、加藤幸治、石原資泰、岡本英明、安達秀正、伊藤由香  
小椋雅江、倉知正憲、松永金次郎、今村洋一、杉本俊人
4. 傍聴者 0名
5. 資料
  - 資料1  
議 題 (1) 尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について(付議)
  - 資料2  
議 題 (2) 尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の都市計画  
変更について(事前説明)

■会長あいさつ

■市長あいさつ

●議 題（１）

尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について（付議）

（事務局）【資料１に基づき議題（１）説明】

（委 員）当該生産緑地が属する用途地域の種類は何になりますか。

（事務局）第一種中高層住居専用地域です。

（委 員）今後の土地利用について、マンションが建つ等、何か聞いていますか。

情報提供になりますが、ハウスメーカーが土地の仕入れが足りなくて困っているという声を聞いており、生産緑地を狙っているようです。２年後に向けて閲覧を含めて色々な動きがあると予想され、生産緑地によっては、非常に広い土地のところもあり、用途地域の種類からしても、相当大きな建築物が建てられるので、気が付いたら大きな建築物が建っていてトラブルになるという恐れもあると思っています。

（事務局）土地所有者からは、活用の際にハウスメーカーの介入は無いただろうと聞いております。

（委 員）今回申し出のあった生産緑地の看板が既に撤去されています。本来であれば、本審議会において可決された後に撤去することが望ましいのではないかと思います。どの時点で生産緑地の看板は撤去されるべきなのでしょう。

（事務局）生産緑地は生産緑地法という法律に基づいて手続きを行っております。今回については、令和２年５月１８日付で申し出があり、特段、買取り希望は無く、申し出から３ヶ月後の同年８月１８日に行為制限解除という手続きがなされ、既に完了しております。

この時点で、生産緑地としての耕作の義務は課されなくなりますので、私共としては、その時点を以って、生産緑地の看板の取り外しを実施しております。

（会 長）議題（１）「尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について」ご異議ありませんか。

（委 員）異議なし。

（会 長）全会一致で原案のとおり可決とします。

■議題（１）尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について（答申）

■市長あいさつ

●議 題（２）

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の都市計画変更について（事前説明）

（事務局）【資料２に基づき議題（２）説明】

（委 員）事業計画の中で余熱利用計画があるということですが、ごみ処理施設はいわゆる「迷惑施設」であり、デメリットがある分、メリットも欲しいという声が出てくると思います。その計画自体が、全市民、または近隣住民に有利であると、多少納得してもらえるかなと思います。何か具体的な計画があれば教えてください。また、地元にはそういった計画を公表し、住民への説得にあたってはどうでしょうか。

（事務局）現在の計画としては、場内での熱利用と発電を計画しておりますが、住民への利用計画はございません。また、売電することも考えており、売電収入によって、最終的には尾張北部環境組合への構成市町の負担金の減少にも繋がっていくということで、広く皆様への還元を考えております。

（委 員）温水プールを建設し、近隣住民が多く利用できるというのはよくある話ですが、そのような計画がなくても、地元住民に強く反対する人がいなかったのであれば、それは良かったと思います。

（事務局）新ごみ処理施設は中般若町北浦地区へ建設すると説明いたしましたが、北浦地区は、中央エリアと東側エリア、西側エリアがございます。土地の利用としては、東側エリアは国の防災拠点になる予定です。西側エリアについては、今後、江南市が土地利用を考えていきます。その中で、温水プールや農業施設を作ってほしいという話は出ておりますが、江南市でどのように活用していくかについては、検討段階ですので、何も決定していないというのが現状でございます。

（委 員）その他の事業区域というのが両側に付いていますが、東側については防災拠点、西側については何らかの投資をするという話ですが、ごみ処理場の東西一帯がこれから整備されるということでしょうか。

（事務局）東側エリアは国の防災拠点として整備され、西側エリアについては、新ごみ処理施設の構成市町である２市２町では利用せず、江南市で活用していくことになっております。今後、江南市としてどのように活用していくか決めることとなりますが、現段階では何も決まっておりません。

（会 長）煙突の高さは、各務原市の航空自衛隊岐阜基地にて、何mまでという規定はありますか。すいとぴあ江南建設の際にはそのような規定があったと思いますが、あの高さ程までは許可されるということでしょうか。

(事務局) 各務原市の航空自衛隊岐阜基地において、高さ制限はございます。すいとぴあ江南の高さは57mありますが、新ごみ処理施設の高さは東京湾平均水面から31mほどであり、そこから煙突を建てていくと、52~53mほどになると予想されます。

まだ正式には決まっておらず、航空法による高さ制限を受けますので、詳細は未定となっております。

土地の高さがすいとぴあ江南とは若干異なりますので、すいとぴあ江南の57mよりは低いものになると思われま

(会長) すいとぴあ江南を建設する時も高さ制限を考慮しました。一宮の138タワーは非常に高くて、スマートに見えます。今回も高さ制限を受け、すいとぴあ江南よりも少し低くなるということですね。

(委員) 東側エリアは利用計画が決まっております、西側エリアは江南市が今後、様々な主導権を持って活用していくということですが、西側エリアの隣接地は私有地です。既に家が建っていますが、地図上のどの範囲まで江南市が土地の買収を進め、計画を考えていく予定でしょうか。何か案はありますか。買収となると、国の補助はあるかもしれませんが、多額の費用がかかると思われま

すが、それを含めて何か計画はあるのでしょうか。敢えて西側エリアを江南市が買収しなければならない主たる目的やメリットを教えてください。

(事務局) 地元には合計6地区ありますが、地元合意をお願いする中で、中般若地区から中般若町北浦地区までを一括買い上げをしてほしいという要望がございましたので、まずは構成市町で全て活用できるかを協議し、新ごみ処理施設としては、中央エリアの約3.0haを利用していくこととしました。そして、東側エリアと西側エリアについては、江南市が利用を考えていくということになりました。

東側エリアについては、国の防災拠点ですので、西側エリアについて、今後、江南市が利用を考えていきます。

(委員) 江南市としては、西側エリアの活用について、ある程度考えているというレベルでしょうか。具体的に買収する土地の広さまで既に計画としてあるのでしょうか。

(事務局) 今後、江南市で事業を考えた後に、必要に応じて土地の買収を行っていくということになっております。

(委員) 新ごみ処理施設は令和7年に供用開始ですが、西側エリアで既に家が建っている土地の利用については、令和7年以降に進めていくのでしょうか。それよりも前から並行して進めていくのでしょうか。根拠や財政的な裏付けはありますか。

(事務局) 今後、利用計画を決めて、買収していくことは決まっておりますが、その時期や金額等については、何も決まっておりません。

(委員) 計画はあるということでしょうか。

(事務局) 計画はございます。

(事務局) 訂正ですが、西側エリアについては、土地利用の計画自体はございますが、具体的な計画については何もございませんので、ご承知おきください。  
利用していく予定ではありますが、内容については、今後、検討していきます。

(委員) 西側エリアは、活用しないということもあり得るということでしょうか。買収することは決まっているのでしょうか。

(事務局) 今のところは、江南市で利用目的を決めて買収する予定ですが、その内容が決まらなければ買収できないので、まずはどのような利用をしていくかを決めていくこととなります。

(委員) 新ごみ処理施設の建設と並行して考えているのか、建設が完了する令和7年以降に考えるということでしょうか。

(事務局) 時期についても未定です。

(委員) このような迷惑施設を建設する際には、以前は周辺対策事業というものがありましたが、2市2町や組合としての周辺対策事業は何も無いということでしょうか。  
地元住民と話をし、用地を買収する際に、ある程度地元の地主から要望があったと思いますし、西側エリアは全て江南市が活用方針を決めていくようですが、最近はこのような進め方なのでしょうか。組合としての周辺対策事業は無く、江南市が周辺対策事業を実施するというのでしょうか。

(事務局) 現在、組合が進めております周辺対策に「地域振興事業」というものがございます。これは、組合が地元に関わり大きな施設を作るというものではなく、地元が一番実現したいものを実施できるように財政的な支援や、公共の分野については、江南市や扶桑町による市道、公園を整備する際の財源を組合として負担していくというものであり、地元区のきめ細かい要望に応じた形で地域振興を進めているところです。

(委員) 西側エリアを整備する際に組合から助成が出るということでしょうか。

(事務局) そういうわけではございません。

西側エリアの活用については、江南市が検討することになりますので、組合としては、各地区が最も実現したいものを実現するために財政的な支援をしていくという形で応援をするということになります。組合としては、中央エリア外での事業展開や土地買収等の計画はございませんので、地元区が自主的に行っていくことを応援する形で地域振興を進めていきます。

(委員) 西側エリアの買収費用について、「準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解」の105番には費用のことが記載されております。「一般廃棄物処理施設にかかる金額がむちゃくちゃ高すぎるものです。238億円では話になりません。100億円でも高い、税金がいくらあってもたりない。」という様な内容が書かれていますが、西側エリアの事業予定費用はこの238億円には入っていないということでしょうか。

(事務局) 入っておりません。

(委員) 238億円の基本的な内訳に正当性があるか否かという点についてはいかがでしょうか。

(事務局) 238億円については、ごみ処理施設を建設・運営できるプラントメーカー数社からヒアリングを行い、その中で実現可能な金額かつ最小の金額を設定しております。1円でも安くというのは同じ思いであります。

(委員) 意見書としては、高すぎると記載されています。

また、13ページの施設の配置計画、施設の構造については、民間事業者決定後に詳細な設計を行うとされていますが、概算の費用が適正か適正でないかについては別問題として、今後、入札や施設の設計をしていく上で、施設の規模等によっては金額が大幅に変わることもあると思われませんが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

(事務局) 金額については、公表している予定価格になりますが、必ずこの金額以下の入札になります。

238億円という金額自体は高額かと思いますが、196t/日の処理能力を有する焼却施設に粗大ごみ処理施設を併設し、用地の造成も実施する上では適正な価格設定であると考えております。

しかし、実際の入札・応札価格は別になりますので、この金額よりも上がることはないと思いますが、下がる方向で落札されるのではないかと考えております。

(委員) 予定価格ということでしょうか。

(事務局) すでに入札の公告は行っており、その中で予定価格は238億円となっております。実際には429億円を予定価格としておりますが、入札説明書には参考として、建築物が238億円と記載しておりますので、質問者の方はその説明を持って来られたのではないかと考えられます。

## ■令和2年度第2回江南市都市計画審議会終了

(事務局) 令和2年度第3回江南市都市計画審議会は、令和3年3月25日に開催予定